市役所からのお知らせ

児童手当の申請は済みましたか？

児童手当は、小学校修了前の子どもを養育している人に支給されますが、手当を受けるためには申請が必要です。

現在、手当を受けていない人は申請すれば、申請の翌月分からの手当を受けることができます。

ただし、所得制限がありますので、前年の所得が一定以上の場合は支給されません。

持ってくるもの ◇請求者名義の口座が分かるもの◇印鑑（認め印可）◇請求者の健康保険証（国民年金加入者を除く）

児童手当月額

◇3歳未満の児童　1万円

◇3歳以上の児童

第1・2子　5千円

第3子以降　1万円

※平成21年1月2日以降に転入した人は、前住所地の市区町村発行の「平成21年度児童手当用所得証明書」が必要です。

申請と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当

☎（580）1862

パブリック・コメント「大野城市法定外公共物の管理に関する条例案」に対する意見募集

これまで、国土交通省が所管していた里道・水路などの法定外公共物のうち、機能を有しているものが市へ無償で譲与されました。

法定外公共物の保全と適正な利用を図ることを目的として、必要な事項を定めるための条例案に対し、皆さんの意見を募集します。

※「法定外公共物」とは、道路法や河川法などの公物管理法の適用を受けない里道、水路、ため池などをいいます。

資料閲覧期間

10月19日㈪～11月17日㈫

資料閲覧場所

◇市ホームページ◇行政資料室〔市役所3階〕◇各コミュニティセンター◇まどかぴあ図書館◇建設管理課〔市役所2階〕

提出方法 意見記入用紙（閲覧場所で配布、または市ホームページからダウンロード）に記入の上、郵送・FAX・メールで提出、提案箱に投函、または市ホームページに入力してください。

※電話での意見は受け付けません。

提出期限 11月19日㈭（必着）

提出と問い合わせ先

建設管理課管理担当

☎（580）1879

FAX（572）8432

✉kensetsu@city.onojo.fukuoka.jp

水道メーターの検針に協力を

10月20日㈫から24日㈯にかけて水道メーターの検針を行いますので、協力をお願いします。

◆メーターの上に物を置かないようにしてください。

◆犬を飼っている人は、この期間はメーターから離れた場所につないでください。検針員が犬に噛まれる事故が発生しています。

◆施錠などで検針ができず、「検針のお知らせ」が推定水量になっている場合は、メーターの指針を確認して連絡してください

※推定水量は、平均使用量としていますが、実際の使用量と大きく誤差が出る場合がありますので、必ず連絡してください。

井戸水を使用している人へ

井戸水の使用を開始・廃止する場合、または一般家庭で井戸水使用の人数に変更がある場合は、連絡してください。

問い合わせ先

料金総務課料金担当

☎（580）1923

協力してください！　市水道メーターの取り替え

メーターは、計量法に基づき、8年に一度取り替える必要があります。有効期限が近づいているメーターを取り替えるため、委託業者が訪問します。取り替えを行う世帯には、取替期間が始まる1週間前までに市から通知のはがきを送ります。

取り替え作業中は、15分程度水が止まります。蛇口はすべて閉めて、作業が終わるまでの間、協力をお願いします。

期間 11月4日㈬～12月2日㈬

地区

①山田・筒井

②上大利・南大利・緑ケ丘・横峰・若草・畑ケ坂・つつじケ丘・宮野台・紫台

委託業者

①㈲西南空調　☎（504）0819

②㈲コジマ住設　☎（591）3424

問い合わせ先

水道課給水設備担当

☎（580）1927・1928